

毎月第一土曜日は「下田をきれいにする日」です!

市では、毎月第一土曜日を「下田をきれいにする日」と定め、市内クリーンアップ作戦を行っています。きれいな下田を守るため、皆さまのご協力をお願いします。

クリーンアップ作戦活動内容

- ① 身近な場所での清掃活動
クリーンアップ作戦実施日にあわせ、皆さまそれぞれ身近な場所の清掃活動を行なってください。
- ※場所の指定はありません。
- ※ごみ袋等の用具の準備や、ごみの収集・処分等は各自でお願いいたします。

② 指定場所清掃活動
(ごみひろいしよ)

指定の場所に集まっていたら、9時～10時までの間、清掃活動を行います。※駐車場が十分確保できない場所もあります。なるべく徒歩や公共交通機関でお越しください。



※原則として小雨決行・雨天中止ですが、実施の有無については、当日8時以降にお問い合わせください。下半期の指定場所は予定表のとおりです。下半期も多くの皆さまの参加をお待ちしております。

ごみひろいしよに参加するだけでなく、身の回りにも目を向け、地域の環境美化活動へとつなげましょう。

防災かわら版

9月1日は「防災の日」です

台風・地震等の災害についての認識を深め、平時の備えを確認するという意味を込め、9月1日は「防災の日」と制定されています。またその前後の日は、古くから台風の襲来が多いと言われる「二百十日」と呼ばれる季節でもあります。皆さまの家庭での平時の備えについて、今一度見直してみましよう。

家具の転倒防止

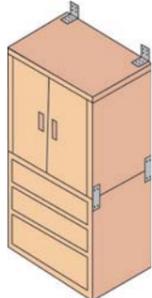
家具の転倒を防ぐことは、命を守るだけでなく、発災後の迅速な避難行動にも繋がります。

◎家具固定の推奨場所

- ・ 寝室
- ・ 日常の生活スペース
- ・ 廊下等、家庭内で避難経路になっているところ
- ・ ベッドや冷蔵庫等の大きな家具・家電を中心に転倒防止対策を行い、併せて避難経路の妨げにならないような家具の配置にすることも効果的です。

市では、ご家庭の家具等の転倒防止器具の購入・取付けにかかる費用を補助しています。詳しくは、市のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

家庭内備蓄のススメ



地震発生後、自宅避難の場合7日分の食料と水の準備が、避難所へ避難する場合は3日分の食料と水の準備が望ましいとされています。

◎備蓄食糧等の参考数量

- ・ 飲料水は1人1日3リットル
- ・ 食料は1日3食分
- ・ また、食料品の他にも、携帯トイレや貴重品、その他日常的によく使うものを非常持

指定場所清掃活動 実施予定表 (下半期)

実施日	収集エリア	集合場所
10月7日	白浜大浜海岸	白浜原田区駐車場
11月4日	田牛海岸	青少年海の家
12月2日	須崎・九十浜海岸	爪木崎グリーンエリア駐車場
2月3日	下田公園下～下田海中水族館	下田公園駐車場
3月3日	柿崎・腰越海岸	柿崎腰越バス停留所前

※1月は実施しません。

指定場所清掃活動の実施場所を募集しています

「あの場所のごみが気になる」、「皆できれいにしたい」という場所がありましたらご連絡ください。実施について検討いたします。

問合せ先

統合政策課政策推進係
☎22212

ち出し袋に揃えておきましょう。自分の非常持ち出し袋が一目でわかるように、目印になるようなキーホルダーを付けたリ、使わなくなったリュックサックを再利用したりするのも良いかもしれません。



現在の備蓄食料は種類も豊富で、味も改良され、より食べやすいようになっていきますが、普段から備蓄食料の味に慣れておくためにも、賞味期限が近づいた備蓄食料を定期的に食べ、食べた分を買い足す「ローリングストック法」を利用して、いざというときに備え上手に備蓄をしておきましょう。

問合せ先

防災安全課防災係
(窓口)☎364145

地域に貢献！宝くじ助成！

問合せ先 統合政策課政策推進係 ☎22212



中央区池之町では、宝くじを財源とした(一財)自治総合センターが実施する「平成29年度コミュニティ助成事業 一般コミュニティ助成事業」を受け、太鼓及び提灯、夜宮屋根等太鼓台用の備品が整備され、今年の太鼓祭りで披露されました。

区の関係者も、新たに整備された道具類を眺め、コミュニティの活性化、地域の結束力の向上がより一層図られることに喜びを表していました。



助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

納付猶予について対象年齢の拡大

日本年金機構からお知らせ

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合には、納付猶予制度の他にも、以前広報でご案内した免除制度等もありますので、国保年金係(窓口)へご相談ください。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

「免除」と「納付猶予」の違い

保険料の「免除」と「納付猶予」(学生の場合は学生納付特例)は、下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。保険料免除・納付猶予(学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	(受給資格期間への算入)	
納付	○	○	○	○
全額免除	○	○	○	○
一部納付	○	○	○	○
納付猶予	○	×	○	○
学生納付特例	○	×	○	○
未納	×	×	×	×